

置戸町新型インフルエンザ等対策  
行 動 計 画

平成 26 年 9 月

北海道常呂郡置戸町

## 目 次

第1 計画の基本事項 .....	1
1 趣 旨 .....	1
2 内容・位置付け .....	1
3 対象とする疾患 .....	1
第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針 .....	2
1 新型インフルエンザ等の特徴 .....	2
(1) 発生の予測や阻止が困難	
(2) 町民の生命・健康や経済全体に大きな影響	
2 新型インフルエンザ等対策の目的と戦略 .....	2
(1) 感染拡大の抑制	
(2) 町民生活及び町民経済の安定維持	
3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 .....	3
(1) 柔軟な対応	
(2) 発生段階に応じた対応	
(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策	
(4) 町民一人ひとりによる感染拡大防止策	
4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 .....	5
(1) 国、道等との連携協力	
(2) 基本的人権の尊重	
(3) 危機管理としての特措法の性格	
(4) 関係機関相互の連携協力の確保	
(5) 記録の作成・保存	
5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 .....	6
(1) 被害想定の考え方	
(2) 感染規模の想定	
(3) 社会への影響に関する想定	

6 対策推進のための役割分担 .....	8
(1) 国の役割	
(2) 道の役割	
(3) 町の役割	
(4) 医療機関の役割	
(5) 指定(地方)公共機関の役割	
(6) 登録事業者の役割	
(7) 一般事業者の役割	
(8) 町民の役割	
7 行動計画の主要項目 .....	10
(1) 実施体制	
(2) サーバイランス・情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 予防接種	
(6) 医 療	
(7) 町民生活・町民経済の安定確保	
第3 発生段階における対策 .....	17
1 発生段階の概要 .....	17
(1) 発生段階の考え方	
(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言	
2 各段階における対策 .....	19
(1) 未発生期	
(2) 海外発生期	
(3) 国内発生早期	
(4) 道内発生早期	
(5) 道内感染期	
(6) 小康期	
付属資料 .....	38
用語解説	
関係法令	

## 第1 計画の基本事項

### 1 趣 旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に大きな社会的影響が発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。

そこで平成25年4月13日、新型インフルエンザや新感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が施行されました。

また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に規定されています。

このため、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本町全体の態勢を整備するため、置戸町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「町行動計画」という。)を定めます。

### 2 内容・位置付け

- ・特措法第8条に基づき、置戸町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)及び北海道新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「道行動計画」という。)に基づく町行動計画に位置付けられるものです。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示します。

### 3 対象とする疾患

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症。
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの。

## **第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針**

### **1 新型インフルエンザ等の特徴**

#### **(1) 発生の予測や阻止が困難**

- ・新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難です。
- ・その発生そのものを阻止することは不可能です。
- ・世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、町内への侵入も避けられないと考えられます。

#### **(2) 町民の生命・健康や経済全体に大きな影響**

- ・長期的には多くの町民がり患者になります。
- ・患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまうことが想定されます。
- ・病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねません。
- ・したがって、本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要があります。

## **2 新型インフルエンザ等対策の目的と戦略**

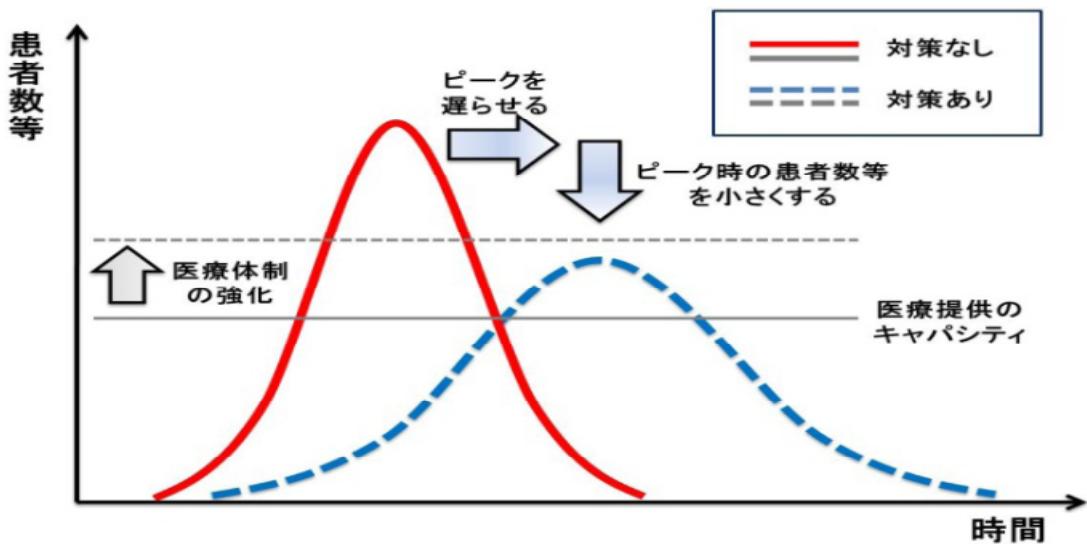
#### **(1) 感染拡大の抑制**

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数等を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図り、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにします。
- ・必要な患者に適切な医療を提供し、重症者や死亡者を減らすことが必要です。

#### **(2) 町民生活及び町民経済の安定維持**

- ・地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らします。
- ・医療提供の業務及び町民生活・町民経済の安定に関する業務の維持に努めます。

## ＜対策の効果 概念図＞



### 3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

#### (1) 柔軟な対応

- ・政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。
  - ・病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講じます。
  - ・実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性や感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するもののうちから実施すべき対策を選択決定することとしています。
  - ・町としては、政府行動計画や道行動計画の考え方と整合性を図りつつ本町における新型インフルエンザ等対策に取り組むこととします。
- 以下は政府行動計画や道行動計画に即した基本的考え方です。

## (2) 発生段階に応じた対応

### ア 未発生期

- ・地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給・接種体制の整備、町民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行います。

### イ 海外発生期

- ・町内への病原体の侵入を防ぐことは困難ですが、道等との連携の強化等により、病原体の町内侵入の時期をできる限り遅らせます。

### ウ 国内発生早期(道内未発生期)

- ・道内、町内への侵入をできる限り遅らせるため、町民への感染予防対策について積極的に情報提供を行い、予防まん延防止対策を講じます。また、道内、町内発生に備えた体制の準備を急ぎ、予防接種体制が整い次第速やかに開始します。

### エ 道内発生早期

- ・感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。
- ・道が行う医療対策、まん延防止対策等に協力します。

### オ 道内感染期

- ・国、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活・町民経済の維持のために最大限の努力を行います。
- ・社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられますが、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していきます。

### カ 小康期

- ・国、道、事業者と連携し、流行の第二波に備えて、第一波の影響からの回復を図ります。
- ・第二波に備えて、第一波に関する分析、評価を行います。

## (3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待されます。
- ・全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討します。
- ・事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要です。

#### **(4) 町民一人ひとりによる感染拡大防止策**

- ・事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。
- ・日頃からの手洗い、うがいなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。
- ・特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いS A R S(重症急性呼吸器症候群)のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

### **4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点**

#### **(1) 国、道等との連携協力**

- ・国、道、指定(地方)公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時には特措法その他の法令、政府行動計画、道行動計画などに基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。

#### **(2) 基本的人権の尊重**

- ・新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重します。
- ・医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等にあたって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとします。
- ・その際には、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

#### **(3) 危機管理としての特措法の性格**

- ・特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。
- ・新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあります。得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意します。

#### **(4) 関係機関相互の連携協力の確保**

- ・置戸町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。
- ・対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行います。

#### **(5) 記録の作成・保存**

- ・町対策本部においては、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し公表します。

### **5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等**

#### **(1) 被害想定の考え方**

- ・新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられます。
- ・鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。
- ・新型インフルエンザの流行規模については、出現する新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点では完全に予測することは困難です。
- ・政府行動計画では有効な対策を考える上で、現時点での科学的知見や過去に大流行したインフルエンザのデータを参考に流行規模を想定しており、本行動計画における被害想定についても国や道の考え方を準拠し、次のとおり推計しています。
- ・この推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の影響及び効果や、現在の我が国の医療体制、衛生状況等については考慮していないことに留意する必要があります。
- ・被害想定については、現時点において多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、国において必要に応じて見直しを行うこととされています。
- ・新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策

を検討・実施することとなり、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭におくものとしています。

## (2) 感染規模の想定

- ・現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いると、本町では次のように想定されます。

(平成22年10月国勢調査置戸町人口3,428人)

区分	国	北海道	オホーツク管内	置戸町
感染者数	32,000,000人 (人口の25%)	1,376,000人	77,500人	850人
最大受診者数	25,000,000人	1,075,000人	60,400人	660人
最大入院患者数	2,000,000人	86,000人	4,830人	52人
最大入院患者数／日	101,000人	4,300人	240人	2人
死亡者数 (中度)	170,000人 (感染者の0.53%)	7,000人	410人	4人
死亡者数 (重度)	640,000人 (感染者の2%)	28,000人	1,550人	17人

※国、道の数値は、政府行動計画及び道行動計画における上限推計値で、管内及び町数値は、国の数値比率をもとに推計  
(感染者数は、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告により人口の25%が罹患すると想定、その他は米国疾病予防管理センターCDCモデル(FluAid)により推計)

## (3) 社会への影響に関する想定

政府行動計画における「新型インフルエンザ等による社会への影響について」の想定に準拠し以下のとおり想定しました。

- ・町民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患すると想定され、り患者は1週間から10日間程度症状を有し欠勤。
- ・り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後治癒し(免疫を得て)、職場に復帰すると想定されます。
- ・ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

## **6 対策推進のための役割分担**

新型インフルエンザ等対策については、政府行動計画や国が定めるガイドラインにおいて、具体的な内容のほか関係機関の役割が示されており、国、道との緊密な連携の下、次の点に留意した対応を担います。

### **(1) 国の役割**

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。
- ・新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めます。
- ・WHO(世界保健機関)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。
- ・対策の実施にあたっては、医学公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ対策を進めます。

### **(2) 道の役割**

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、道内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、道内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。
- ・政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応を果たします。
- ・市町村と緊密な連携を図ります。

### **(3) 町の役割**

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、町内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。
- ・町は、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。
- ・対策の実施にあたっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

### **(4) 医療機関の役割**

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診

療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進します。

- ・新型インフルエンザ等の発生時における医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力します。
- ・診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携し、発生状況に応じて新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努めます。

#### (5) 指定(地方)公共機関の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

#### (6) 登録事業者の役割

- ・登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となります。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

#### (7) 一般事業者の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。
- ・町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれます。
- ・特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

#### (8) 町民の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様にマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践します。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

## 7 行動計画の主要項目

町行動計画による対応を(1)実施体制、(2)サーベイランス・情報収集(3)情報提供・共有、(4)予防・まん延防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)町民生活・町民経済の安定確保の7つの分野にわけて以下のとおり定めます。

### (1) 実施体制

- ・政府行動計画及び道行動計画では、新型インフルエンザ等の病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるとしています。このため、国、地方公共団体、事業者が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められるとしていることから、町としても関係機関・団体が一体となった対策を進めるよう努めます。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府対策本部(本部長：内閣総理大臣)、道対策本部(本部長：北海道知事)設置に併せ、町長を本部長とする町対策本部の設置に向けた準備を開始し、庁内関係部署・関係機関が一体となった対策の実施に努めます。
- ・国において、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めて、特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)が行われたときは、町としても必要な措置を講ずることとします。

#### \* 町対策本部の設置

特措法の規定内容により、国が緊急事態宣言を行った場合は、市町村長はただちに対策本部を設置することが義務づけられていることから、置戸町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき対策本部を設置し、その他必要な事項は要綱で定めることとします。

### (2) サーベイランス・情報収集

- ・新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を町民や関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要です。
- ・町は、国及び道等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力します。

ア 海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階

- ・町は、道等と連携して、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集を行うとともに、国及び道からの要請に応じ、道内のサーベイランス体制の構築等に協力します。

イ 道内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

- ・道では、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えます。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道からの要請に応じその取り組み等に適宜協力します。

ウ サーベイランスの活用

- ・サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、町における体制整備等に活用します。

エ 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスサーベイランス

- ・町は、道等と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力します。

### (3) 情報提供・共有

ア 目的

- ・国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、道、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、道、町、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須です。
- ・コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意します。

イ 情報提供手段の確保

- ・町民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障がいのある方など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供に努めます。

ウ 発生前における町民等への情報提供

- ・新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、町民のほか道等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供します。
- ・学校は、集団感染が発生しやすいなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供します。

エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供

- ・発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。

(イ) 町民の情報収集の利便性の向上

- ・町は、関係省庁の情報、道や町の情報、指定(地方)公共機関の情報など必要に応じて集約し縦覧できるようホームページに掲載します。

オ 情報提供体制

- ・町は、提供する情報の内容について統一を図り、集約して発信するため、提供する情報の内容に応じた適切に情報発信する体制整備に努めます。

#### (4) 予防・まん延防止

ア 考え方

- ・新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制整備を図るための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に收めます。
- ・個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせて行います。
- ・まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

## イ 主なまん延防止対策

### (ア) 個人における対策

- ・道では、道内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行います。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。
- ・新型インフルエンザの予防について、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、国、道から不要不急の外出の自粛要請等が行われます。町は、道等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力します。

### (イ) 地域・職場における対策

- ・道内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施するよう周知します。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態においては、国、道から必要に応じ、施設の使用制限の要請等が行われます。町は、道等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力します。

### (ウ) その他

- ・海外で発生した際、国や道が行う検疫等の水際対策に関して、道等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力します。

## (5) 予防接種

- ・新型インフルエンザ等による健康被害や社会、経済活動への影響を最小限度にとどめるためには、ワクチンの接種が重要です。
- ・特定接種は住民接種より優先して行われます。

### ア 特定接種

(ア) 特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

### (イ) 対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうち、これらの業務に従事する者。

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(ウ) 対象となり得る者の基準

- ・特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」によります。

(エ) 基本的な接種順位

- ・医療関係者

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

- ・指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）

- ・それ以外の事業者

(オ) 柔軟な対応

- ・発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等が総合的に判断され、国の基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定されます。

(カ) 接種体制(実施体制)

a 国

- ・登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

b 道

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員

c 置戸町

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員

(キ) 接種方法

- ・原則として集団的接種とします。

- ・接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

イ 住民接種

(ア) 種類

a 臨時の予防接種

- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行います。

b 新臨時接種

- ・緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行います。

#### (イ) 対象者の区分

- ・以下の4つの群に分類されますが、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定します。
  - a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患有する者
  - ・妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

#### (ウ) 接種順位の考え方

- ・新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方をはじめ、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し、特措法第46条第2項を踏まえ、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方等があることから、これらの考え方を踏まえ国が決定します。
  - a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
    - (a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合
      - ・医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定
        - ① 医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者 の順
    - (b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合
      - ・医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
        - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者 の順
    - (c) 小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合
      - ・医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
        - ① 医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順
  - b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
    - (a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合
      - ・医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定
        - ① 小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

(b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
  - ① 小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方

(a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定
  - ① 医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

(b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
  - ① 医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

(エ) 接種体制

- ・住民接種については、町を実施主体とし、原則として集団的接種により接種を実施することになりますが、一斉接種(期間を定めて医療機関で接種)、個別接種またはそれを組み合わせるなど、接種が円滑に行われるよう、接種に必要な医師等の確保について関係団体の協力により確保するなど、接種体制の構築を図ります。

## (6) 医 療

- ・町内の医療体制の確保や感染拡大の抑制については、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体である道が中心となって行うことから、町は道からの要請に応じてその対策に協力します。

## (7) 町民生活・町民経済の安定確保

- ・新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう、道、医療機関、指定(地方)公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行います。
- ・一般の事業者においても事前に準備を行うよう、必要に応じて、国及び道等と連携して働きかけます。

### **第3 発生段階における対策**

#### **1 発生段階の概要**

##### **(1) 発生段階の考え方**

- ・新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。
- ・町行動計画においては、未発生期、海外発生期、国内発生早期（道内未発生期）、道内発生早期、道内感染期、小康期の6つの段階に分類します。
- ・段階の移行については、必要に応じて国と協議の上で道が判断することとしており、段階に応じて町行動計画で定められた対策を実施することとなります。

##### **(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言**

- ・国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき緊急事態宣言を行い、必要な措置を講ずることとされています。
- ・緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示され、この緊急事態措置の期間、区域を超えない範囲で別途個別に決定されます。
- ・緊急事態宣言がなされた場合には、特措法第34条に基づいて町行動計画で定めるところにより、直ちに、町対策本部を設置し、対策について国、道と十分に協議しながら対応します。

《発生段階》

区分	国	道・町	状態
発生段階	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
	国内発生早期～ 国内感染期	国内発生早期 (道内未発生期)	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 道内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		道内発生早期	道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	道内感染期		道内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 感染拡大→まん延→患者の減少
		小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## 2 各段階における対策

### (1) 未発生期

#### ア 状 態

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウィルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられない状況。

#### イ 対策の目的

- ・発生に備えて体制の整備を行います。
- ・国、道、国際機関からの情報収集により、発生の早期確認に努めます。

#### ウ 対策の考え方

- ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からぬことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ、国や道との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等事前の準備を推進します。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での共通認識を図るため、継続的な情報提供を行います。
- ・国、道、国際機関等からの情報収集を行います。

#### エ 実施体制

##### (ア) 行動計画の作成

- ・町は、特措法に基づき、政府行動計画及び道行動計画を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い必要に応じて見直します。

##### (イ) 体制の整備及び国、道との連携強化

- ・町は、町行動計画について関係職員に周知を図るとともに、発生時に備えた行動実施手順(マニュアル)を作成します。
- ・町は、道、指定(地方)公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。

#### オ サーベイラント・情報収集

- ・町は、国、道、国際機関等からの新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集します。
- ・主な情報収集源は、世界保健機関(WHO)及び関連機関、内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、道などです。

## 力 情報提供・共有

### (ア) 継続的な情報提供

- ・町は、ホームページや広報、チラシなど各種広報媒体を活用し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策など、継続的に分かりやすい情報提供を行います。
- ・町は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等、季節性インフルエンザに対して、実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。

### (イ) 体制整備

- ・新型インフルエンザ発生時に、町民からの相談に応じるために相談窓口を設置する準備を進めます。
- ・町は、道や関係機関等と緊急に情報を提供できる体制を構築します。
- ・町は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体)や媒体等、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握する方策について検討を行います。
- ・町は、新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制について検討を行います。

## キ 予防・まん延防止

### (ア) 個人における対策の普及

- ・町は、町民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の普及を図ります。
- ・町は、町民に対し、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。
- ・町は、国が実施する検疫の強化の際に必要となる防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化します。

### (イ) 地域対策、職場対策

- ・町は、地域や職場における感染防止対策について、周知を図るための準備を行います。
- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について、周知を図るための準備を行います。

## ク 予防接種

### (ア) 基準に該当する登録事業者の登録

- ・町は、国及び道からの要請に基づき、登録事業者に対する登録作業に係る周知、その取り組み等に協力します。

### (イ) 特定接種

- ・町は、特定接種の対象となる町職員を把握し、国の要請に応じて集団接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう、接種体制を構築します
- ・町は、国が登録事業者に対し行う接種体制の構築要請に協力します。

### (ウ) 住民接種

- ・町は、国及び都道府県の協力を得ながら、特措法第46条または予防接種法第6条第3項に基づき、町民へのワクチン接種を速やかに行うため、政府行動計画で示された接種の考え方を踏まえ、ワクチンの需要量を把握します。
- ・町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本町以外の市町村における接種を可能にするよう道と連携を図ります。
- ・町は、速やかに接種できるよう、国、道、北見医師会、事業者、学校関係者等と協力して、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種の時期の周知予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

## ケ 医 療

- ・町は、道が行う帰国者、接触者外来の準備、搬送体制、医療体制の整備等に協力します。

## コ 町民生活・町民経済の安定確保

### (ア) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・町は、国及び道と連携し、道内感染期における生活支援(見回り、介護、訪問看護、診療、食事の提供等)が必要とされる高齢者、障がい者等の要援護者の範囲を決定します。
- ・町は、要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応などに備えて具体的な支援を検討します。

### (イ) 火葬能力等の把握

- ・町は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を行ったため道が進める体制整備に国と共に連携して取り組みます。

## (2) 海外発生期

### ア 状 態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国、地域が限定的な場合、流行が複数の国、地域に拡大している場合等、様々な状態。

### イ 対策の目的

- ・新型インフルエンザ等の国内侵入をできる限り遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めます。
- ・道内発生に備えて体制の整備を行います。

### ウ 対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について、十分な情報がない可能性が高いですが、その場合は、病原性、感染力等が高い場合にも対応できるよう、国や道と連携しながら強力な措置をとります。
- ・対策の判断に役立てるため、国や道との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- ・道等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、道内発生に備えて、道内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、町民に準備を促します。
- ・町民生活および町民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、町内発生に備えた体制整備を急ぎます。

### エ 実施体制

#### (ア) 情報の収集・共有・分析

- ・町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合は、庁内連絡会議を開催し、情報の収集、共有、分析を行い、対策本部の設置に向けた準備を進めます。
- ・町は、国及び道からの情報収集を行うほか、北見医師会、町内医療機関等と情報共有、連携強化を図ります。
- ・町は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には、町長を本部長とする対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針を確認し、行動計画に基づく準備を行います。
- ・町は、海外においてり患した場合の状況が、季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断する場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施します。

## オ サーベイランス・情報収集

- ・町は、国、道、WHO(世界保健機関)等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集します。
- ・町は、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握情報について、積極的に情報収集し把握に努めます。

## カ 情報提供・共有

### (ア) 情報提供

- ・町は、道等と連携して、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、道内で発生した場合に必要となる対策等をできる限り情報提供して、町民へ注意喚起を行います。
- ・町は、情報の提供にあたっては、情報の集約、整理、一元的な発信に努めます。

### (イ) 情報共有

- ・町は、国、道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、的確な状況把握を行います。

## (ウ) 相談窓口の設置

- ・町は、道からの要請に基づき、新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設置し、国のQ&A等に基づき適切な情報を提供します。

## キ 予防・まん延防止

- ・町は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、道、事業者等と相互に連携して、町民に広く周知します。
- ・町は、町民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けることなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。

## ク 予防接種

### (ア) ワクチンの生産者等に関する情報収集

- ・町は、国及び道等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築を進めます。

### (イ) ワクチンの供給

- ・町は、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、供給量について、国が作成する計画やワクチンの流通管理に関する情報を収集し予防接種体制の構築を進めます。

### (ウ) 接種体制

#### a 特定接種

- ・町は、道等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について情報収集を行います。

- ・町は、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に本人の同意を得て特定接種を行います。

b 住民接種

- ・町は、国及び道等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく、新臨時接種に関する接種体制の準備を行います。
- ・町は、国の要請を受け、全町民が速やかに接種できるよう町公民館等での集団接種、協力医療機関での一斉接種(期間を定め集中的に接種)や個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせなどにより、接種対象に応じた接種体制を構築します。

(エ) 情報提供

- ・町は、国及び道等と連携して、国が行うワクチンの接種、有効性や安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する具体的な情報について、町民に積極的に情報提供を行います。

ケ 医 療

- ・町は、道からの要請に基づき、帰国者、接触者外来の周知や受診勧奨、患者の移送、搬送体制の準備等に協力します。

コ 町民生活・町民経済の安定の確保

(ア) 事業者の対応

- ・町は、国が事業者に要請する従業員の健康管理の徹底、職場における感染予防策の準備に係わる要請に協力し、必要な普及啓発に努めます。

(イ) 遺体の火葬・安置

- ・町は、道等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

**(3) 国内発生早期**

ア 状 態

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・道内では新型インフルエンザの患者は発生していない状態。
- ・国内でも都道府県によって状況が異なる可能性があります。

イ 対策の目的

- ・新型インフルエンザ等の国内での感染拡大をできる限り抑えます。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行います。

## ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を防ぐため、流行のピークを遅らせ、引き続き、感染拡大防止策を行います。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合は、国の基本的対処方針、道行動計画、町行動計画に基づき、必要な感染拡大防止対策を講じます。
- ・医療体制や感染拡大防止策について道と連携して、町民一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行います。
- ・町民生活及び町民経済の安定の確保ための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を行います。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

## エ 実施体制

### (ア) 準 備

- ・町は、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は、庁内連絡会議において情報の集約、共有、分析を行い、対策本部の設置に向けた準備を進めます。

### (イ) 緊急事態宣言

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行い、基本的対処方針を示します。また、緊急事態措置を実施すべき期間と区域を公示します。

### (ウ) 町対策本部の設置

- ・町は、国が緊急事態宣言を行った場合、速やかに町対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえて町行動計画に基づいた対応を行います。
- ・緊急事態宣言がなされていない場合であっても、町は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能です。
- ・国、道が決定した基本的対処方針を踏まえ、町行動計画に基づいた対応を行います。
- ・町は、道等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知します。
- ・町は、道が緊急事態措置の必要な区域(本町も含む)に指定された場合は、國の方針を踏まえた対処方針を決定します。

## オ サーベイランス・情報収集

- ・町は、道等が行うサーベイランスの実施に協力し、情報を積極的に収集します。
- ・国及び道等からの要請に応じ、町内の幼稚園、保育所、小中学校等におけるインフルエンザ様症状による臨時休業等を把握し、遅滞なく関係機関に周知し、サーベイランスの強化徹底を図ることに協力します。

## カ 情報提供・共有

### (ア) 情報提供

- ・町は、町民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の実施主体、道内や町内発生した場合に必要となる対策等について、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、できる限りリアルタイムで情報提供し注意喚起を行います。
- ・町は、町民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診方法等)を周知します。

### (イ) 情報共有

- ・町は、国のシステムを利用し、国、道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、的確な状況把握を行います。

## (ウ) 相談窓口の体制充実・強化

- ・町は、国及び道等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等に関する相談窓口体制の充実強化を図ります。

## キ 予防・まん延防止

- ・町は、国及び道等からの要請に応じ、感染対策の周知や取り組み等に協力します。
- ・町は、道と連携し、町民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けるなどの感染予防、感染拡大予防対策を積極的に周知します。

## ク 予防接種

### (ア) 住民接種

- ・町は、国が示す接種順位により、パンデミックワクチン供給が可能になり次第、町民に周知するとともに住民接種を開始します。
- ・町は、接種の実施にあたり北見医師会等と連携して、町公民館、学校などの公的施設の活用などにより接種会場を確保して、集団接種や協力医療機関での一斉接種(期間を定めて集中的に接種)や個別接種により接種対象者に応じた接種を行います。

- ・町は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口(コールセンター等)の連絡先等の周知を行います。
- \* 緊急事態宣言がされている場合
- 特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第11項に規定する臨時の予防接種を実施します。

#### ケ 医 療

- ・町は、道が主に行う医療体制整備等の対策について、情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じその対策等に適宜、協力します。
- コ 町民生活・町民経済の安定確保
- ・町は、道等からの要請に応じ、事業者への感染予防対策の周知や町民への呼びかけなど適宜、協力します。

- \* 緊急事態宣言がされている場合
- 緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行います。

##### ① 水の安定供給

- ・置戸町水道事業管理者は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。

##### ② サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・町は、道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけます。

##### ③ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、道等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、町民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図ります。

#### (4) 道内発生早期

##### ア 状 態

- ・道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

##### イ 対策の目的

- ・道内での感染拡大をできる限り抑えます。
- ・患者に適切な医療を提供します。
- ・感染拡大に備えた体制整備を行います。

##### ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を防ぐため、流行のピークを遅らせ、引き続き感染対策等を行います。なお、国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合は積極的な感染対策等を行います。
- ・道が行う医療体制や感染拡大防止策に連携協力し、町民一人ひとりが取るべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行います。
- ・町民生活及び町民経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を進め、できるだけ速やかに実施します。

##### エ 実施体制

- ・町は、道内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに庁内連絡会議において情報の集約、共有、分析を行い、町対策本部の設置に向けた準備を進めます。

##### \* 緊急事態宣言がされている場合の措置

###### 【町対策本部の設置】

- ・町は、国が緊急事態宣言を行った場合、速やかに町対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえて、町行動計画に基づいた対応を行います。
- ・町は、道が緊急事態措置の必要な区域(本町を含む)に指定された場合には、國の方針を踏まえた対処方針を決定します。
- ・町は、道等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業所、町民に広く周知します。

#### オ サーベイランス・情報収集

- ・町は、道等が行うサーベイランス情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握に協力します。

#### カ 情報提供・共有

##### (ア) 情報提供

- ・町は、道等と連携して、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、町民に対して、国内や道内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について分かりやすく、できる限りリアルタイムに情報提供します。
- ・町は、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防対策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応(受診方法等)を周知します。また、学校や保育施設、職場等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。

##### (イ) 情報共有

- ・町は、国のシステムを利用し、国、道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、的確な状況把握を行います。

##### (ウ) 相談窓口の体制充実・強化

- ・町は、道等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等に関する町民からの相談の増加に備え、相談窓口の体制を充実強化を図ります。
- ・町は、国からのQ&Aの改訂版が配布された場合は、速やかに相談対応に活用します。

#### キ 予防・まん延防止

- ・町は、国及び道等からの要請に応じ、事業者や町民への感染予防対策の周知協力、公共交通機関での感染予防対策の周知協力、学校、保育施設等の休校措置等への実施に関する取り組み等に協力します。
- ・町は、道と連携し、町民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けるなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。

\* 緊急事態宣言がされている場合

- ・町は、道が住民に対し期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急な外出の自粛や基本的な感染予防策の徹底を要請することに協力します。
- ・町は、道が実施する、学校や保育所等に対する施設使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請や、要請に応じない学校、保育所等に対する指示等に対して協力します。
- ・町は、道が実施する、学校や保育所等以外の施設に対する職場を含めた感染対策のされた施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る)に対する施設の使用制限または基本的な感染対策の徹底の要請等に対し協力します。
- ・町は、道と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、道からの要請に応じその取り組み等に協力します。

ク 予防接種

(ア) 住民接種

- ・町は、国が示す接種順位により、パンデミックワクチン供給が可能になり次第、町民に周知するとともに住民接種を開始します。
- ・町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報を提供します。
- ・町は、接種の実施にあたり国、道等と連携して、全町民が速やかに接種できるよう摂取体制を整えます。

\* 緊急事態宣言がされている場合

- ・町は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、住民接種に関しては特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を行います。

ケ 医 療

- ・町は、道が行う医療体制の情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に応じ、帰国者・接触者外来や医療機関の周知や搬送体制等に協力します。

コ 町民生活・町民経済の安定確保

- ・町は、道等からの要請に応じ、事業者への感染予防策の周知や町民への呼びかけなど、適宜協力します。

\* 緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行います。

① 水の安定供給

- ・置戸町水道事業管理者は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

② サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・町は、道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけます。

③ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、道等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、町民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図ります。

④ 犯罪の予防・取り締まり

- ・町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかをします。
- ・町は、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、道からの要請に基づき協力します。

## (5) 道内感染期

### ア 状 態

- ・新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

### イ 対策の目的

- ・健康被害を最小限に抑え、医療体制を維持します。
- ・町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑えます。

### ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を防ぐため対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止対策から被害軽減に切り替えます。
- ・道と連携して、道が主に行う医療体制、感染拡大防止対策、ワクチン接種、社会経済活動の状況等についての周知や、個人一人ひとりがとるべき行動について説明するため、積極的な情報提供を行います。
- ・事業所の欠勤者の増大が予測されますが、町民生活や町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努めます。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整いしだいできるだけ速やかに実施します。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小または中止を図ります。

### エ 実施体制

- ・町は、情報の集約、共有、分析を行い、国が国内感染期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、道と連携し速やかに國の方針に沿った対応を行います。

### \* 緊急事態宣言

- ・町は、国により緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえて町行動計画に基づいた対応を行います。
- ・町は、道が緊急事態措置の必要な区域(本町を含む)に指定された場合には、國の方針を踏まえた対処方針を決定します。
- ・町が新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行うことができなくなった場合において、特措法の規定に基づく北海道知事による代行、応援等の措置の活用を行います。

## オ サーベイランス・情報収集

- ・町は引き続き、道等が行うサーベイランス情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握に協力します。

## カ 情報提供・共有

### (ア) 情報提供

- ・町は、引き続き道等と連携し、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、町民に対して国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について分かりやすく、できる限りリアルタイムに情報提供を行い、町民への広報を継続します。
- ・町は、道と連携して、引き続き個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた町内の医療体制を周知し、学校、保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。また、感染が疑われる場合や患者となった場合の対応(受診の方法など)を周知します。

### (イ) 情報共有

- ・町は、国、道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続します。

### (ウ) 相談窓口の体制充実・強化

- ・町は、町民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握します。
- ・町は、国からのQ & Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用します。

## キ 予防・まん延防止

- ・町は、国及び道等からの要請に応じ、事業者や町民への感染予防対策の周知協力、公共交通機関での感染予防対策の周知協力、学校、保育施設等の休校措置等への実施に関する対策等に協力します。
- ・町は、道と連携し、町民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けるなどの感染拡大防止対策を積極的に周知します。

## \* 緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行います。

- ・町は、道と連携し、積極的に情報収集するとともに協力します。
- ・道内発生早期と同様の対策を実施します。

## ク 予防接種

### (ア) 緊急事態宣言がだされていない場合

- ・国が示す接種順位により、引き続き予防接種を行います。
- ・町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を行います。
- ・町は、接種の実施にあたり、国及び道と連携して、全町民が速やかに接種できるよう、接種体制を整えます。

### \* 緊急事態宣言がされている場合

- ・町は、住民接種について、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特殊法に基づく臨時の予防接種を行います。

## ケ 医 療

### (ア) 在宅で療養する患者への支援

- ・町は、道と連携し、関係機関や団体等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行います。
- ・町は、道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国等からの要請に応じ、町内の医療体制の情報提供や町民への周知等に協力します。

## コ 町民生活・町民経済の安定確保

- ・町は、道等からの要請に応じ、事業者への感染予防対策の周知や町民への消費者としての適切な行動についての呼びかけなどの取り組みに協力します。

#### \* 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行います。

##### ① 水の安定供給

- ・置戸町水道事業管理者は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

##### ② サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・町は、道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけます。

##### ③ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、道等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行ないます。

- ・町は、道等と連携し、生活関連物資等の需要や価格動向等、実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに必要に応じ、町民からの相談窓口や情報収集窓口の充実を図ります。

- ・町は、道等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、町行動計画で定めるところにより適切な措置を講じます。

##### ④ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・町は、道からの要請に応じ、道、国と連携し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行います。

##### ⑤ 犯罪の予防・取締り

- ・町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

##### ⑥ 埋葬・火葬の特例等

- ・町は、道からの要請に応じ、道、国と連携し、火葬場の火葬炉を可能な限り稼動させるよう、要請します。

- ・町は、道からの要請に応じ、道、国と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

- ・町は、道の実施する遺体の火葬及び埋葬において、広域的手配や遺体の搬送の手配等の実施について協力します。

## (6) 小康期

### ア 状 態

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行は一旦終息している状況。

### イ 目 的

- ・町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。

### ウ 対策の考え方

- ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会、経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供します。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

### エ 実施体制

#### (ア) 基本的対処方針の変更

- ・町は、情報の集約、共有、分析を行うとともに、小康期に入ったことにより、国が基本的対処方針を変更した場合は、道と連携して速やかに國の方針に沿った対応を行います。

#### (イ) 緊急事態宣言解除

- ・町は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国的基本的対処方針に基づき対策を縮小または中止します。
- ・町は、国において緊急事態解除宣言がされた際には、速やかに対策本部を解散します。

#### (エ) 対策の評価・見直し

- ・町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、町行動計画等の必要な見直し等を行います。

### オ サーベイランス・情報収集

- ・町は、国、道、WHO(世界保健機関)等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関するサーベイランス情報等を積極的に収集します。

### カ 情報提供・共有

#### (ア) 情報提供

- ・町は、引き続き利用可能な媒体等を活用して、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。

- ・町は、町民等から相談窓口に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報の内容等をまとめ、情報提供のあり方を評価して見直しを行います。

(イ) 相談窓口等体制の縮小

- ・町は、国及び道からの要請に踏まえて、相談窓口体制を縮小します。

キ 予防・まん延防止

- ・町は、国及び道等からの要請により、海外での発生状況等について、渡航者等への情報提供や注意喚起内容の見直しを町民に周知します。
- ・町は、町民に対し、引き続き、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を周知します。

ク 予防接種

(ア)緊急事態宣言がされていない場合

- ・町は、緊急事態宣言がされていない場合には、流行の第二波に備えて、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

\* 緊急事態宣言がされている場合

- ・町は、上記の対策に加え、必要に応じ国、道と連携して、流行の第二波に備えて、特措法第46条に基づく住民接種を進めます。

ケ 医療

- ・町は、道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に応じ適宜協力します。

コ 町民生活・町民経済の安定確保

- ・町は、国、道が行う町民や事業者への呼びかけなどに協力します。

\* 緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行います。

- ・町は、国及び道等と連携し、町内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小、中止します。

## ○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

## ○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱、呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

## ○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

## ○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

## ○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有したこととなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

## ○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## ○致死率(致命率Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

## ○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内の感染が報告されている。

## ○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

## ○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

## ○病 原 性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

## ○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。

## 【関連法令】

### ○ 感染症法第6条第7項（新型インフルエンザ等感染症）

新型インフルエンザとは、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

再興型インフルエンザとは、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

### ○ 感染症法第6条第9項（新感染症）

新感染症とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾玻のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

### ○ 特措法第2条7号（指定地方公共機関）

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

指定地方公共機関とは、都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

### ○ 特措法第8条（市町村行動計画）

市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という)を作成するものとする。

市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

## ○特措法第34条（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

## ○特措法第46条（住民接種）

政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

## ○予防接種法第6条第1項（臨時に行う予防接種）

都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

## ○予防接種法第6条第3項（臨時に行う予防接種）

厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。